## 商品概要説明書

(令和7年10月1日現在)

立口 5/	(		
商品名	•	/ (ルート型)	
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。		
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上満 65 歳未満の方。		
	○原則として、前年度税込年収が農業者の場合、150万円以上(農業者以外の場		
	合は 200 万円以上。ただし、岡山県農協信用保証センターが容認する場合は、		
	150 万円以上でも可とする。) ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とし		
	ます。)。〇原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。		
	○教育施設(修業年限が6か月以上(外国の教育施設は3か月以上)次の教育		
	施設とします。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。		
	a 大学、大学院 (法科大学院など専門職大学院を含む)、短期大学		
	b 専修学校、各種学校(予備校、デザイン学校など)		
	d 特別支援学校の高等部、中等部、初等部		
	e その他職業能力開発校などの教育施設		
	○生活の本拠が定まっている方。		
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。		
	○その他当JAが定める条件を満たして	いる方。	
資金使途	○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金(借入申込日から2か月以内		
	にお支払済みの資金を含む。)とし、資金使途の確認可能なものとします。		
	(例)		
	①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。		
	②アパートの家賃等		
契約金額	○10 万円以上 700 万円以内、10 万円単化	カンし	
大小小亚根	○ご契約日から1年後の応答日の属する		
	- でとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその信		
契約期間	用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判		
	断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満		
	65歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。		
	○新規貸越可能期間は、対象の就学子弟の卒業年度末日とします。ただし、新規		
	貸越可能期間中であっても、不適格等により1年毎の契約更新が停止した場合		
	や65歳の誕生日以降の契約更新日が到来した場合は貸越停止となります。		
	○変動金利とします。		
	○お借入利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利(短		
111 - A.JI.	期プライムレート)により、年4回見直しを行い、4月、7月、10月および		
借入利率	1月の利息決算日(約定返済日)から適用利率を変更いたします。		
	○お借入利率には、年 1.2% (農業者は年 1.0%) の保証料を含みます。		
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わ		
	せください。 ○新規貸越可能期間は、利息のみをご返済いただき、新規貸越可能期間終了後		
返済方法	○		
	は、元金わより利息をこ返済いたださまり。   ○約定返済		
	- 毎月 10 日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度 -		
	額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。		
	具体的なご返済額は次のとおりです。		
	契約金額(借入極度額)	約定返済金額(元金+利息)	
	10 万円以上 140 万円以下	1万円+利息	
	150 万円以上 280 万円以下	2万円+利息	
	290 万円以上 420 万円以下	3万円+利息	
	430 万円以上 570 万円以下	4万円+利息	
	580 万円以上 700 万円以下	5万円+利息	
	○任意返済		
		あるいはATMから貸越専用口座へ随時	
	ご入金(ご返済)いただくことも可能です。ただし、随時ご入金(ご返済)い		
	ただきましても毎月のご返済(約定返済)をされたことにはなりませんので、		
	次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。		

利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計 算とします。	
担保	○不要です。	
保証人	○当JAが指定する保証機関(岡山県農業信用基金協会または岡山県農協信用保証センター)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。	
手数料	<ul><li>○ご融資に際しては、1,100円の貸出事務取扱手数料(消費税等を含む。)が必要です。</li><li>○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。</li></ul>	
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA信用部信用課(電話:086-225-9835)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)	
その他	<ul> <li>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○印紙税が別途必要となります。</li> <li>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>	

JA岡山